

- 2面 4月から区役所の組織が変わります
- 3面 認知症になっても安心して暮らせるまち
- 4面 訪問看護師による自宅での見守りサービスを開始
- 8面 障害を理由とする差別の解消に取り組みます



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

65歳以上の対象となる方へ

新宿区

年金生活者等支援 臨時福祉給付金(高齢者向け) 4月5日(火)から申請書を発送します

賃金引き上げの恩恵を受けにくい年金受給者などの高齢者の生活を支援するため、27年度の特別区民税(均等割)が課税されていない65歳以上の方に、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を支給します。

今回は、この給付金の対象者や申請方法についてお知らせします。

【問合せ】臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階)☎(5273)4351・☎(5273)4366へ。

支給額

1人に付き **30,000円**

対象

次の全ての条件に該当する方

- ◆平成29年3月31日時点で満65歳以上となる方
(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ◆平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当する方
 - 平成27年1月1日現在、新宿区に住民登録がある方
 - 27年度の特別区民税(均等割)が課税されていない方
(均等割が課税されている方の扶養親族は対象外)
 - 生活保護等を受けていない方

表 特別区民税(均等割)が課税されない所得・収入の目安(参考)

公的年金受給者				給与所得者		
区分	所得額	26年中の年金収入の目安		区分	所得額	26年中の給与収入の目安
単身	65歳以上	35万円	155万円	単身	35万円	100万円
	65歳未満★	35万円	105万円	夫婦(1)	91万円	156万円
夫婦(1)	65歳以上	91万円	211万円	夫婦子1人(2)	126万円	205万9,000円
	65歳未満★	91万円	171万3,000円	夫婦子2人(3)	161万円	255万9,000円

※()は扶養親族等の人数

★は昭和25年1月2日～昭和27年4月1日生まれの方

申請方法

申請書がお手元に届いたら、必要事項を記入の上、添付書類とともに返信用封筒で返送してください。

直接お持ちいただく場合は、臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階)で受け付けます。

また、4月6日(水)～5月13日(金)は、第1分庁舎1階ロビーに設置する受付窓口でも受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。

申請の手続きから支給までのスケジュール等、詳しくは、「広報しんじゅく」4月5日号でお知らせします。

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を

新宿区から区民の皆さんに臨時福祉給付金などに関して、電話や訪問により口座番号や暗証番号を聞くことはありません。また、郵便局・銀行等のATMの操作を指示したり、給付金を受け取るために手数料を求めたりすることはありません。

公的機関の職員を名乗って、不審な訪問や電話が掛かってきた場合は、最寄りの警察署または警察相談電話(#9110)に連絡してください。

新宿の未来のために!

新宿区ホームページ「区長の部屋」で写真日誌も公開しています

3月に入り暖かな気候が続く、桜の開花予想も23日ごろといつもの年よりも早い春の訪れを感じます。あと半月で4月を迎え、本格的な春の到来とともに、新たな年度がスタートします。▼平成28年度は、区民の皆様からいただいたご意見などを踏まえて策定した、第三次実行計画を始動します。この計画を着実に推進するために、将来も見据えて4月1日に部の新設を始めとした組織改正を行い、区民サービスをさらに向上させていく体制を整えます。そして新たな体制のもと、この計画を軸にしながら「暮らしやすさ」「安全安心」「賑わい」などを柱として、誰もが住み続けたいと思う持続的に発展し続ける新宿の実現に全庁を挙げて取り組んでまいります。▼また、4月1日から障害者差別解消法が施行されます。新宿区では、これまでも差別のない区政運営を進めてまいりましたが、法律に基づき改めて「職員の対応要領」を定めました。全庁にこの要領の徹底を図り、障害がある方に十分に配慮しながら、様々な状況に応じて職員が柔軟かつ適切に対応することで、好感度1番の区役所をさらに推し進めます。▼さて、今月の23日から始まる「平和のパネル展」を皮切りに、26日の「子ども映画会」、27日の「平和のつどい」などの平和都市宣言30周年記念事業を開催します。この度のイベントを通して、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを区民の皆様と共有できればと思います。▼最後に、区役所に返戻されたマイナンバーの通知カードに関するご相談については、3月末まで区役所本庁舎地下1階の専用窓口で対応していますが、4月1日からはマイナンバーカードの交付を担当する戸籍住民課住民記録係でお受けいたしますので、通知カードが届いていない方はご相談ください。

区長 古住 健一
よしずみ けんいち